

林 説

河南鄭州及び榮澤縣發見の 漢代の墳墓と其の遺物

—支那本土に於ける漢代墳墓—其一

梅 原 末 治

序 記

支那漢時代の墳墓の研究は、十數年來、其の文化の波及した南滿洲、朝鮮、蒙古、西域、印度支那等に於ける同種遺跡の學術調査の進行につれて、漸次開明の域に達して、墳自體の構造が確められると共に、發見の豊富な副葬品が重要な事實を示し、それから同代に於ける物質文明の發達の燦然たるもの、

あつたことが推測される様になつたのは、まさに東亞考古學上的一大收穫と云ふ可きである。さり乍ら其の本源地である支那本土にあつては、眞の考古學が未だ興らず、射利の輩に依つて幾多の墳墓が密掘せられて、夥しい遺物の歐米の市場に持出されると年一年多きを加ふるにも關らず、それは單なる游離した存在であり、其の相互の關係は固よりのこと、墳の構造の如きに至つては古くから著名な山東の孝堂山乃至武氏祠等の祠堂乃至石闕を伴ふ古墳の一斑が知られてゐるのみで、如上の明かになつた四隣の地域の遺跡が、本國に對して如何なる關係にあるかは、單に出土品の相似から類推するに過ぎないの現状に置かれてゐる。嚮にアメリカのフリヤ美術館員の北平にある國立歴史博物館員と協力して發掘した

信陽古墳の如き、其の點から一の重要な事實を示すものであるが、まだ詳しい報告の公刊なく、傳へられる處甚だ模胡たるものに過ぎない。私は三年餘の歐米の旅行中、各地の博物館で多數の支那の古器物を觀るにつけ、歐洲乃至近東の遺物が遺跡と離るべからざる關係に於いて陳列せられてゐるのと比較し

に知られた類であるが、右のトレランス師の遺物の調査に興味を持つた私は、更に柏林、ブランセル、ボストンその他で同様な若干の所謂フンドを調査するの幸を持った。で其等の所見を錄して研究者に此の方面の資料を提供することにしたのが本篇はじめ以下の數篇である。

て、支那本土に於ける遺跡の内容調査の必要を痛感されたことであつたが、他方其等の歐米に齎された支那關係品を丹念にあさつてゐるうちに、宣教師や醫師などで、内地に入り込んだ人士の採集に係る遺物に、漢代に屬して、それを藏したる墳墓の内容の知られた類の絶無ではなく、幾何か如上の缺陥を充すと共に、其の示す事實から現時の學界の問題を考古學上から解決乃至推究をなすの興味を藏してゐるの

を見出しえた。嘗て濱田博士の説かれたトレランヌ師の四川省の古墳で獲た遺物の如き⁽²⁾、セガレン氏の圖錄に見らるゝ石闕古墳の構造などは、其の既に世

學上より見たる古代支那の靈魂に對する見解」

(“Les Antiquités funéraires du Honan Central et la Conception de l'âme dans la Chine primitive d'après des documents archéologiques et paléographiques,” *Bulletin de la Société d'Anthropologie de Bruxelles, Tome XXXVI*) なる戯題が、大英博物館の土俗部に陶器部長ホブソン氏 (R. L. Hobson) の注意に上つて、支那古代の幽界の問題に對し、その稀有名な遺物共存の事實を資料として引證せられた以來の事として誤りがなからう。^(e) 私は大正十五年春大英博物館でホブソン氏から右の報告文を示されて遺物なり遺跡なりの概念を得たので、翌年一月藤田亮策君と共にプラッセル市に其の遺物を求め、まだハッカン氏に面晤の機會を持つたが副葬の鑑鏡竝に古錢等に特殊な感興を惹いたので、昭和三年六月再び數日をプラッセルに費して、アッカン氏並にサンカントーネル博物館員の助力を得て其の基本的な調査をな

^(e) した。本編は此の前後二度の調査の結果を錄するのであるが、先づはじめに友人山口隆一君が好意を以て譲出されたアッカン氏論文中の必要な三項の全文を掲げ、次に事實に關する氏の記載の不備を補ひ、然る後それの漢代墳墓の研究乃至支那考古學上に興味に及ぶべし。

(一) 此の信陽の古墳調査の一班は國立歴史博物館叢刊第一年第1冊に「信陽漢家發掘記」と題して載つてゐるし、同館に陳列の出土品に對する故高橋博士の觀察記が考古學雑誌第十七卷第三號の「北京所見」なる文中に見ゆる。石田幹之助氏が考古學講座の「支那考古學に關する最近の新發見」の第三項に概括したのは右の兩者に基くものである。別にハリヤ美術館員側の論述が The Report of Explorations and Field Work of the Smithsonian Institution in 1924, Smithsonian Miscellaneous Collections, Vol. 77, No. 2, Washington, 1925, 及び Museum of Fine Arts Bulletin, Vol. XXIII, Boston, 1925 に載つてゐるが何れも支那側のもの同様簡略な類である。

(e) 藤田博士編著「支那古明器泥象圖說」本文十四頁参照。此の詳しい記述は本篇の後章に於いて試みる豫定である。

(e) Segalen-Gilbert de Voisins-Lartigue; Mission Archéo-

logique en Chine, Tome I, Paris 1923. 参照。

(4) 考古學雜誌第十卷第五號所載の「博物館の新收品」中の記事

並に同第十號口繪「支那河南省鄭州に於ける漢代墳墓の内部」及び其の解説参照。

(5) R. L. Hobson, Glazed Han Pottery (The Transactions of the Oriental Ceramic Society, 1925-26, London)

(6) 此のアッカン氏の蒐集品は、唐代の土器其の他と共にアラック市街のサンカン・トル王室博物館 (Musées royaux du Cinquantenaire) に寄託せられ、いま同館では二個の特別室を設けてそれを陳列してゐる。

(7) アッカン氏の文は右人類學會報告書の五十九頁から百六十頁に亘る長文であつて、古墳の實際の記事の外に表題に對する解釋が餘程の分量に上つてゐる。擧出した三項と云ふのは、其の第一、第三、第五であつて、第二は墳墓の概観を錄した點で注意すべし。云はゞ總説に相當するもの、其の第三は氏自ら發掘調査した鄭州の一墳墓の詳しい記載であり、第五は其の sondage が研究上に必要な遺品を含む榮澤縣の古墳の記録で共に各説にも比すべきものである。なほ文中に多くの捕圖があるが、いまそれを整理して、新たに撮影したものを加へ別個の捕圖を作製した。べ、文中の捕圖との對照の數字は便宜それに改め又は省略したことをこゝに附記して置く。

ブッカーン博士の記載

(山口隆一君譯文)

1 墳墓の概觀

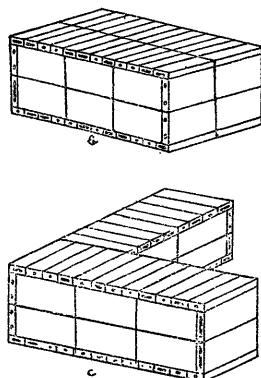
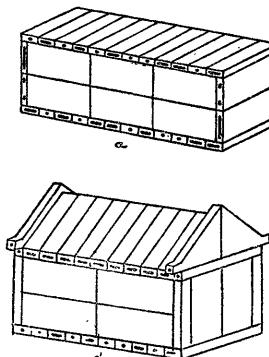
鄭州より西、河南に至る黃河流域一帶の地方では、往々土中から押型裝飾文のある大形の博で築成された墳墓を發見する。此の種の墳墓の構造には種々あるが、概して簡単な四米突に一米二〇位の長方形をしたもので山腹の土中に見出される(の^a)。然しことに第一圖の如く、此の長方形のものが、其の側面で、二個相結合されたものがある。これは恐らく夫妻を合葬したものであつて、二個の墓室は一つの戸口に依つて相通じてゐたのであらう。余は此の種の墳墓の發掘されたものを金錢村で實見したのであるが、自ら發掘することは出來なかつた。又、第一圖の如く、二つの墓室が、其の一端に於いて L 字形に直角に結合されてゐるものもある。余は

同種のもの二例を金錢村で發掘したが、榮澤縣に於いて見た同種の墳墓と同じく相結合する部分に於いて二つの

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

圖一



漢代近傍の小家屋
屋根を持ち、土中
切妻形の
墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

有するものが、余の知る範圍に於いて、鄭州、金錢

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

墓室は相
通じてゐる

村及び洛陽で發掘されてゐる。

墳墓の側壁を形造る灰色の埴は、墓に依つて其の形も大きさも一様ではない。然し埴墓として最も普通な構造を持つものゝ埴は二種ある。一は底床とを構成する埴で、平均一米二〇×〇米三〇×〇米一五位の大さであつて何等の裝飾を持たぬ。是に反して側壁を形成する埴の兩面には華文が押印されてゐて、長さ厚さ共に前者と殆んど等しいが幅のみいさゝか長く約〇・四五米位ある。押印せられた文様は華文のみではなく、禽鳥、魚、獸、樹木、騎人、人物等に亘つてゐる。この種の裝飾中で著しいものは、各種の漢式文様を表現してある洛陽の大埴墓のそれである⁽¹⁾（圖七）。埴の文様は、いづれも今日の支那に見出される如何なる文様からも遠くかけ離れてゐる。埴の土質は細密で、堅く焼かれて居り、中空である。兩端には口が開いてゐて、其の口の形は一端は長方

墓室は相
通じてゐる

埠墓は一般に南北に置かれてゐる。然し余が鄭州で發掘した第一圖d式の家屋形埠墓の入口は東面してゐた。鄭州附近の墓室の長さは略ぼ四米である。余が發掘したいづれの埠墓も、内部は一杯に土が詰つてゐたが、これは疑ふ迄もなく天井の間隙から長年月の間に土砂の流入した爲めである。發掘に當つて、この中から多くの土器と共に若干の銅器及び骨片等を得たのである。是等の土器は赤色又は灰色、其の質極めて粗で、到底實用には耐へぬ。これは禮記に示す如く埋葬に當つては實用品を用ひなかつたが爲であらう。此の粗質の土器の表面には時に白と赤との二色で描かれた文様の痕を見る。其の渦巻文様などは、ルイ十五世のロカイユ道具の文様を思はせるものがある。嘗て此の種の土器で多少酸化し、石灰様の物質が附着してはゐたが、褐色或は緑色の釉薬で覆はれたものが發見された。土器の種類は種々雜多であつて、首のついた壺、鉢、皿、匙の類、或は銅

器から出たと思はれる鼎形のもの、其の他後に擧げるやうな獨特の形を持つ壺などがある。その他にはほ明器類がある。最も數多いのは煙突のついた竈であつて、其の上には鍋さへ置かれてある。井戸、挽臼、納屋、豚圈等は竈に比して發見することが少ない。是等の土器はいづれも粗製であつて實用に堪へぬとはいへ、時として其中に食物の入れられた痕跡を見る。これも禮記の中で曾參の言つてゐる言葉から領けるのである。

銅器類は埠墓からは餘り多く發見されぬ。發見した其の僅な銅器は、厨具、裝飾品、鑑鏡及び銅貨である。厨具は一般にその形は極めて簡単なもので、鉢、皿、匙、鍋、釜其の他であるが、いづれも銅は極めて薄く、裝飾としては饕餮の鼻梁に環を通じたものが一對ついてゐるだけである。⁽²⁾ 裝身具も亦た頗る單純で、指環、腕環、首環、簪等に過ぎず、其の最も數の多いのは帶鉤である。鑑鏡の裝飾には文字

を記したものと、幾何學的文様を有するものとがある。⁽³⁾ 銅貨は余は五銖錢のみしか發見しなかつた。

かかる古代の墳墓にあつては、一般には遺骨の断片を發見するのみである。其中で殊に多いのは綠青の滲透に依つて綠色を呈した歯である。これは埋葬に當つて口中に銅錢を入れる習慣に依るものである。人骨の他の部分は概ね消滅してゐるが、時として溶解した石灰質物の遺存に依つて、不明瞭ながら大體の骨骼と埋葬の状態とを知り得る場合がある。厨具の内部を充してゐる土中からは時に有機物の遺残してゐるのを發見する。口の大きな甕の中から歯や、壺の中から穀物の種皮等を見出すことはれである。

* * *

以上の短い概記の後では等の墓の造られた時代に對する見解を述べよう。上記の銅錢の發見からして之に依つて時代を定めるのが當然であるが、然しこ

の場合は正確なことはわかり兼ねる。といふのは、本來五銖錢なるものは、紀元前一一年から紀元後六一八年までの數世紀に亘つて用ひられた爲めである。此の七三六年といふ長い年月の間には勿論他の種々な貨幣も用ひられたのであるが、眞實の通貨だつたのはこの五銖錢であつた。では等の墳墓は大體其の期間の築造と云ひ得るが、果して總ての墳墓がこの時代のものであると斷定してよいであらうか。余が自ら發掘し得た此の種の墳墓は六個に過ぎぬが、其の三個の墳墓からは五銖錢を得た。また自ら手を下したのではないが同じ墳墓の墳の文様のモチーヴとして五銖錢の形を捺したものを見受けるが、他の如何なる銅貨とも其の文様のモチーヴとしたものを矚目してをらぬ。従つて此種の墳墓の大多數は紀元前一一年から紀元後六一八年の間に造られたものとしてよからう。然し更に右の時代をより短期間に限定し得ぬものであらうか。

埠の面に陰刻或は陽刻されてる文様は疑ふまでもなく漢式のもの、即ち紀元後第四世紀に於ける胡族

大移動以前、支那美術に一大變化を見る以前に屬するものである。埠面の人物、騎士、動物等を見てもそ

れは明かである。是等の影繪にはギリシャ文化の影響を受けた自由なトルキスタン藝術の流れを見出すことが出来ぬ。此處に見受けられる特徴は山東の畫象石に見ると同じものであつて、固苦しく冷やかではあるが、嚴かな力強さを持つ漢代藝術の特徴である。然し是等漢代藝術の特質は第四世紀に入る

と共に一變して北朝(三一年—五八九年)代となると浮彫の人物の運動は全く自由に表現されてゐる。以上の考察に加ふるに、埠及び其の墳墓中より發見される土器、銅器に現はれてゐる漢代文様の特色(例へば饕餮の鼻梁に環を通じた如き)と鑑鏡に見ゆる文字の書體を以てすれば、是等埠墓の築造された年代を紀元前一一八年から後三一年、即ち後漢及

び其の前後の兩世紀に亘る時代と結論するに何等の躊躇を要せぬであらう。

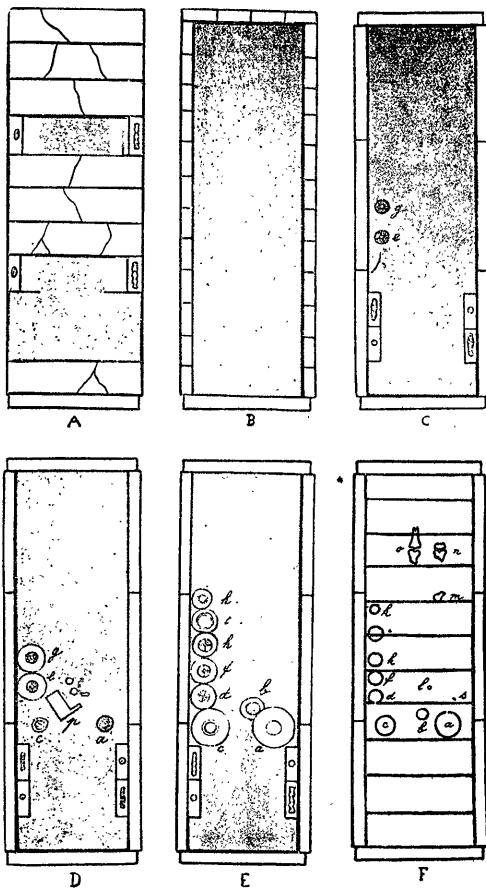
二 鄭州に於ける漢代一古墳の發掘

余の鄭州滯留の終に當つて、余の住宅の附近に煉瓦製造所が設けられ、其處の採掘が數々クターグルに及んだ。此の煉瓦工場の位置は鄭州城壁の西南端から程遠からぬ地點にある。同地點の土中から前項述べた如き漢代墳墓が多數發見されたのであるが、墳墓が新たに見出された時に直ちに其の報告を受け事が困難であつた爲めに、一九一七年に至る迄、余自ら其の組織的發掘を試みるの機會を得なかつた。然るに同年六月七日早朝、余の息が煉瓦製造所で、いましがた一つの埠墓の掘出された事を報じてくれたので、余は直ちに地主の許可を受けて、先づ埠室の上部の土を取り除かしめた。此の準備作業を終へて發掘を始めたのは其の日の午後五時の事であつた。

—

垂直に發掘して、地表下三米七五のところで博墓の蓋部に達した。此の蓋部は博を水平に敷いて作られ、全長三米七〇 全幅一米一八、南北に長軸を置い

満してゐる土中に落込んでゐた。第二圖のスケッチによれば、Aは發掘當初の狀態をよく説明してゐると考へる。



圖取見面平す示を階段の過經掘發墓塚一州郷 圖二第
(土博ンカツブ)

てゐた。蓋部を形成する壇は全部で十一個あるが、總て龜裂を生じ、其のうち七個はもとの位置を保ち、二個は其の中央部を缺き、残りの二個は室の内に充様もない。兩端に口があり、壇は中空である。口の一方は長方形(○・二三×○・〇七米)、他は圓形(徑〇・〇七米)をなしてゐる。蓋部をなす壇と東、西、

様もない。兩端に口があり、博は中空である。口の一方は長方形(○・二三×○・〇七米)、他は圓形(徑〇・〇七米)をなしてゐる。蓋部をなす博と東、西、

うてゐるので
あつた。上部
を覆うた是等
の九個の壇は
何れも一・一
八米×〇・三
三米×〇・一
二米の大さを
示し、其の面
には何等の文

北の側壁の上部との間には、今日家屋の築造に用ひられてゐるのと同形の灰色の煉瓦（〇・二七五×〇・一一×〇・〇六米）が一列に置かれてあつた。従つて此の墳墓の南壁の上部には長さ〇・九三米、高さ〇・〇六米の空隙が存したわけである。第二圖のスケッチB、殊に第三圖の(1)は此の状態をよく示してゐる。

次に墓室内の調査に移るが、其の上半部には何物もない。天井から〇・五〇米、即ち室の高さの略ぼ半ばの高さのところで、先づ土器の上部を見出した。

それは穀類を入れる灰色の素焼壺（ラウフェル氏の所謂 Granary urus）二個であつて、各赤色の素焼の蓋で口を覆つてゐた。此の二つの壺は、室の西壁間に近く、且つ其の殆んど中央部に置かれてあつた。是と殆んど同時に室内に落込んだ二つの壺の四つの端が出て來た。此の二つの天井部の壺は中央で割れてかく左右に分れ、側壁に添うて落ち込んでゐたの

河南鄭州及び榮澤縣發見の漢代の墳墓とその遺物

である（第二圖のスケッチC 參照）。それから更に〇・

一五米程掘り下げたところで二個の大きな甕の口を見出した。墓室の全長の南から三分の一北に寄つた處に置かれ、一つは東壁に近く、他は西壁に接してゐた。後者は比較的細い頸を持つた甕であるが、前者は口が缺けてあつた。是等の甕の發見と殆んど時を同じくして甕と上記穀物入れの壺との間から、横倒しになつてゐる灰色の素焼の小さな甕を獲た。これは室の床から〇・二五米の高さの處で、室を充満してゐる土の中に在つたことから考へてみると、より高い處から落ちて此の位置を取つたものと推測される。甕に接近して同じ高さの處から二個の赤色の釜形と一個の匙（いづれも素焼）がまた見出された。察するところ是等は、甕に附屬してゐたものであらう（第二圖スケッチD 及び第三圖の2のH）。

甕とその附屬品を採集して更に掘り下げて行くと二つの穀物用の壺の全形を知ることが出來た。此の

二つの壺は三つの同種の壺の上に積み重ねて置いてあつた(後の三つには、灰色の素焼の蓋が覆さつてゐた)。なほまた二つの大きな壺の間に一個、穀物用の壺の傍に二個、都合三個の各、形の異つた小さな壺を獲た(第二圖スケッチE、第2のb、i、k)。而して最後に墓室の床博に直接に遺存した人骨の断片を發見したのである

(同上スケッチF、第三。
圖の2のm、n、o)。

人骨の断片の保存状態は極めて良く、それは左右の膝關節で大腿骨滑車竝に脛骨の皿の大部分が殆んど完全してゐた。緻密な組織も海綿状の部分も灰褐色を呈して原形を存した。右膝關節のあつた處から

かくて墓室内のものは總て取除けられた。最底部には、天井部を形成してゐたと全く同様の無文博十個が敷いてあつた。側壁は總計十六個の博を二列に積んで築いたもので、是等の博面には、押印した文様の裝飾が施されてゐて、各の大さは一・一六米×一・四五米×〇・一三米である。

* * *

部の腐敗から生じたものであることは疑ふまでもな

いが、殆んどオレンジ色を呈してゐる此の油氣のある物質は、死體に直接つけてあつた色のついた物質の爲か、又は有機物の腐敗に依つて出来たものか、余にはわかりかねる。が屍の置かれたと推定される場所からは、同じ沈渣が半ば黒く、半ば黃に、骨の細片と共に見出される。頭が位置したと思惟される處から少しく離れて一個の大歯(s)を發見した。また同じ場所の近く、即ち後頭部があつたと覺しいところに含水炭酸の爲めに結合してゐる五個の五銖錢を存してゐた(1)。

かくて墓室内のものは總て取除けられた。最底部には、天井部を形成してゐたと全く同様の無文博十個が敷いてあつた。側壁は總計十六個の博を二列に積んで築いたもので、是等の博面には、押印した文様の裝飾が施されてゐて、各の大さは一・一六米×

次に此の室内から得た壺甕類の内容を調べることにする。五個の穀物用の壺は、鄭州近傍の漢代墳墓から出土する普通の形のもので、踞つた熊形の脚三個の上に圓盤を置いてゐる。此の圓盤は上部に至るに従つて其の直徑を増し、更に圓屋根形(ドーム)をなして終つてゐる。蓋に數多の穀粒の跡まれてゐるのは、その内容を示したものでもあらう。是等の壺のうち二個は、其の内部六分の五を充した黃土(ロースト)の底に、白味がこつた灰色の層の存するが認められた。これは糠と土との混じたものと思はれる。發掘の際吾々を取囲んでゐた農夫達は、右の糠と土との混合物のうちから粟粒の種皮を検出した。この中には五穀のうちの黍と稷の二つが入つてゐたのであらう。第三の壺の黃土の下には、前二者に見だより一層黒味を帶び、より油氣を含んだ粘土の層があつた。その有機物であることは明かである。思ふに五穀中最も油氣があり、窒素の量の多い黍が入つてゐたのであらう。

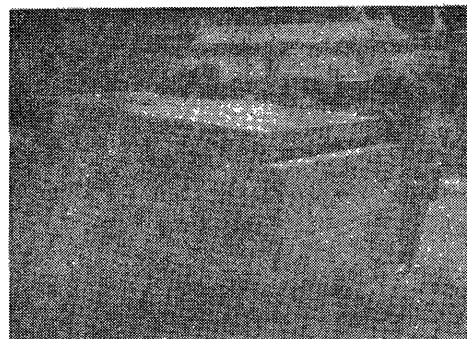
兎に角五穀の一が入れられたには相違あるまい。自餘の二個には黃土の他は何物をも見出さなかつたが、恐らく五穀の中の二つ即ち米と麥とでも入れてあつたものであらう。

二つの大きな甕のうち、頸の殘存した方のうちに、は、それに充満した土の外何も見當らなかつた。然し埋葬の時に液體でも入れたのではなからうか。他の一つの上部の破損した甕のうちからは土に混じて豚の大歯が見出された。従つてこの甕には豚の全體か又は頭部のみが入れてあつたものと見ゆる。其の他の三つの小さな甕にあつては、頸部の細い壺(k)には何も見當らなかつたから、もと液體を入れたものと見ゆる。二つの大きな甕の間にあつた壺(b)も同然であつた。一番大きな壺(i)の中からはそれを一杯に充してゐた土に混じて動物の骨が多數に見出された。供物の肉類を入れたのであらう。

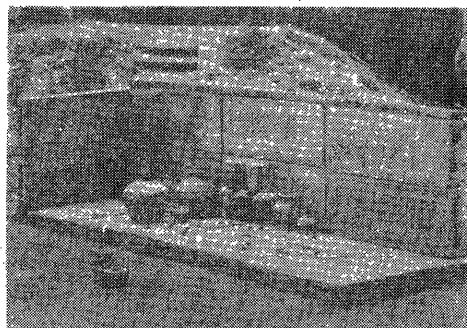
周代の儀禮其の儘の葬禮が漢代にも行はれたことは

思はれぬが、此の發掘の結果と比較すると、兩者の間に著しい相違は認められない。然し余が自ら發掘し

第三圖 鄭州發掘一埠墓復原形（據ブツカソ博士）



1



2

* * *

個、酒を盛る甕二個と記されてゐるが、余が發掘した結果に依ると前者は三個から五個、後者は一個から四個と覺しく其の數は必しも一定ではなかつた。

発掘を終へてから、寫真を撮る爲めに此の埠室を地面の上で再び組合せて見た。第三圖の一、二は其の復原形である。此の寫眞に依つて、上來の記述の不充分な點を補ふことにする。圖の第一は復原した埠墓を西南から寫したもので、長さ三・八〇米、幅一・一八米、高さ一・二五米、南北に長く位置してゐる。側壁を成す埠の兩者に押印せられ文様は、華文様、形式化された木の葉及び禽鳥類である。室の南端に二つ積み重ねた側壁の埠は、天井部の埠に覆はれて居らず、

た他の五つの漢代の埠墓から得たものは、上述の埠墓中より發見したものに比して遙かに儀禮に記されてゐるのと異つてゐる。儀禮には、肉を容れる壺三

又床を爲してゐる博の上にあるのでもなく、何等の土臺をも持つてゐない。即ち此の博室は、其の南壁の部分に於いて、かく側壁と天井をなす博との間に高さ〇・〇六米の口が開いてゐたわけなのである。

右の點を除くとこれは大いさ、形、位置からして、鄭州附近に存する漢代博墓の最も簡単な、また普通に見受けられる典型的なものである。即ち一般にはかかる間隙は存在しない。嘗て余は一度此の間隙の代りに北壁の上部の博に、直徑〇・二〇米の圓形の孔の開いてゐる室を見たが、是等を除いては博室は全く閉ぢられてゐるものである。余は是等の窓は亡靈が彼等の地下の住居から自由に出入し得んが爲めに造られたものではあるまいかと考へる。

第三圖の二は天井及び東、北の二壁を取除いた上で、東北から博室の内部を寫したものである。室内は長さ三・五〇米、幅〇・九二米、高さ一米である。

十個の壺甕の類は、L字状にして並び存した。即ち

d、e、f、g、h、i、kの七個は西壁に沿うて一列に

a、b、cの三個は室の全長の三分の一のところで、

南壁に並行に前の七個と直角をなす様に一列に置かれた。此の二列の土器に囲まれた長さ二・二〇米、幅

〇・七〇米の長方形をした空間は、丁度支那の普通の棺を納めるに適してゐる。恐らく、此の處に棺が存

してゐたのであらうが、全く痕迹もなく消え失せたのである。(上述の如く)此の場所に數個の骨片があ

り、また犬歯の遺存したことからして、屍體は背を下にして、頭を南に、足を北に向けて置かれたと考へられる。頭部と覺しい處には五銖錢が五個、恰も紐に通した如く結合して斜めに置いてあつた。明器の竈の見出されたのは、此の棺の置かれたと推測される位置故、これは最初は棺の上か、或は頸の細い大きな甕と、其の隣の穀物用の壺の上とに跨つて置いてあつたものと考へられる。

二つの大きな甕と南壁との間には、〇・九〇米四方

の空間がある。此處は恐らく埋葬の當初には食物を入れた籠とか、腐敗し易い物質で出來た器物とか、或は長年月の間に自然に土と化した肖像等の如きものが置かれてゐるのであらう。其の中には無論土製の車とか糞で作つた人物、動物等もあつたことゝ思はれる。是等はいづれも實際の生物を一所に埋める代りに屍體と共に墓室に入れたものである。

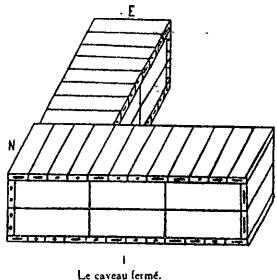
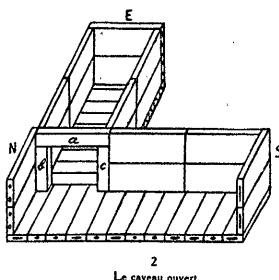
余がやゝ細かに此の墓の記述を試みたのは、これが同地方に存する漢代墳墓の典型的なるが爲めである。

三 榮澤縣の一墳墓

第四圖と圖版第二とに載せた墳墓及び其の發見品に就ては、余自ら其の發掘を試みたものではないが、出土後直ちに其の遺物の一切を實見し得たので、以下の記述をなし得る次第である。先づ第四圖の一は此の墳墓の殆んど正確な外形の寫生圖である。其の

二は、天井部及び西壁を取り除いたところのスケッチである。圖版に示した發見品は此の墓室の中に存した總てあるが、重複してゐるのは其の一つを示すにとづめた。

一九一三年の春の或日の午後、余は榮澤縣の古代の都址附近——現在では畠となつて今市街の西壁から程遠からぬところに残つてゐる——で調査に從事してゐた。その時昔の城壁(北壁)の遺址の近くで農夫達が集つて一つ墳墓の發掘を行つてゐるのを認めたので、近寄つて見ると、それは一つの大きな漢代の墓であつて、今や彼等は土中から一個又一個と遺品を取出してゐるところであつた。其の發掘の周圍には前に述べたと同形、同文様の墓博が幾つとも散亂してゐた。是等の大形の博の間に室内から出土後直ちに其の遺物の一群をなして置かれてあつた。た銅器、土器などが一群をなして置かれてあつた。で余は出土品中運搬し得るものは總て買求めた後、其の博室の形と向きとを調べた。博は合して五十六



(土博シカツブ) 圖状形墓壙一縣澤榮 圖四第

個で、文様のあるものは側壁を、またそれを缺くものが床と天井とを形造つてゐた。是等の壙のうち三個だけは(第四圖の二のa、b、c)其の形も大きも全く他の壙とは違つてゐた。此の特殊な壙は、長方形で、其三面に押型の文様を持つてゐるもの、中二つ(c b)は全く同形で、他の一つ(a)は前二者に比して些か長いものである。此事實から三つの壙が一つの門を形造るものなのを考へしめたので、發掘の現場に居合

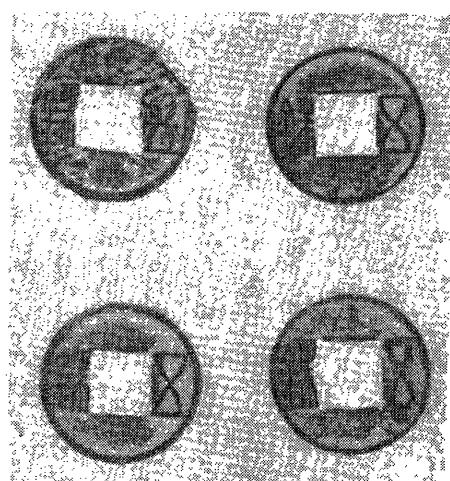
せた人々に尋ねて見ると、是等の壙は南北と東西との二つの墓室が圖の如く一端に於いて直角に交つてゐたところにあつたと云ひ、彼等は又此の三つの特殊の壙は、二つの墓室を通ずる口をなしてゐたものである事をも教へてくれたし、なほ十個程の壙が掘り残してあるとも言つた。第四圖の二のスケッチは、此の農夫達の言葉を綜合した結果から出来たものである。實物と彼等の言葉とが全く一致してゐたとは言へ、余は嘗てかくの如き構造の壙墓を見たことがなかつたので、多少の疑問を持たざるを得なかつた。然るに同年の冬金錢村の古址の近傍で、これと全く同構造の漢代の壙墓二個を發掘してはじめて其の疑を晴らし得た。此のうち一個は榮澤縣のものと、其の大さも、構造も何等差異は無かつたが、他の一個は、前者の支室が主室の北端から東に向つて出でるのでに反し、南端から東に接してゐる點のみ異にしてゐた(殘念ながら此の二個の漢墓の發掘は、土地の

農夫の故障の爲に完了することが出來なかつたが、一つの墓からは五銖錢を、他の一つからは灰色の土器數個を獲た。また主室から支室へ通ずる入口の構造を確めることは出來たが、支室の東端を究め得なかつた。従つて第三圖の東室の東端に關しては若干の疑問を存するわけである(かくて第四圖の復原圖も殆んど正確と言つてよいものとなつた)。此の主室の長さは既述の墳墓と略ぼ同様(三・五〇米)、東室の長さはそれの三分の一程度である。

此の墳墓中の器物の配置に關しては、甚だ遺憾ながら何等知ることが出來なかつた。此處からの發見品は今日いづれも、ラッセルのサン・ガント・ホール王室博物館に陳列せられており、圖表第二は其等の主要品の寫真なのである。以下に、其の個々の遺品を記載する。

(1) 銅鏡一面(圖版第一)、鏡背には同心圓圈があつて二行に文字が記されてゐる。鏡面には、其の綠青の爲

めに死者の衣服の一部分と覺しき麻布一片が固着してゐた。金錢村に於て他の一つの墳墓を發掘した際にも余は一個の鑑鏡を發見した。これには文字がなく、鏡背は不規則な圓をなして配置されてゐる。數多



第五圖
(銖五文横上穿個二右)

の孔頭に依つて飾られてゐた。此の鏡は遺鏡の位置してゐたと覺しい場所の略ぼ中央に、鏡面を下にして置かれてあつた。それから漢代の墳墓に於いては

死者の胸部に面を下にして一個の鏡を置いたことが考へられた⁽¹⁾。今日でも尙、時として「神明」なる二字を記した金屬性の鏡を墓中に入れることがある。これは墓中に於いて死者を照すといふ理由に依ると云はれてゐる。

(2) 銅製帶鉤一個、鉤頭は蝶或は蛇の頭と覺しい作りになつてゐる(圖省⁽²⁾)。

(3) 五銖錢三十六個、このうち數個は結着してゐて埋葬の當時銅錢の幾分かは紐に通してあつたことを想像せしめる(圖五)。

(4) 右下顎第一臼歯一個、此の歯が綠青に依つて綠化してゐるところを見ると、五銖錢の總てが珠數の形をしてゐたのではなく、其のうちの幾分かは死者の口中に入れられてゐたものであることが察せられ^{as} (De Groot; The Religious System of China, Book I, part II, chap III. 死者の口中に貴重品を入れる條参照)。一九一四年一月、金錢村で發掘した

河南鄭州及び榮澤縣發見の漢代の墳墓とその遺物

他の一つの漢代の墳墓に於いても余は多數の五銖錢を發見した。此の發掘に關するノートを紛失した爲め、正確なことを記し得ぬのを甚だ遺憾に思ふのであるが、數個の五銖錢は墳墓の中心線上に在り、他の數個は一米内外離れて側壁に近い所から見出された。思ふに前者は口中に入れたもの、後者は手中に握らしてあつたものであらう。銅錢を死者の口と手とに置くといふ習慣は既に漢代に存したものであることを知るのである。同様の風習が宋代にも行はれたことは人のよく知るところである。朱熹は家族の一員を埋葬するに當つて、其の口中の左、右、中央の三ヶ所に各一個宛の銅錢を入れるやうにと書いてゐる。此の記事を裏書きする事實も、余は鄭州の煉瓦製造所に於ける一發掘に於いて見出した。同所に於いて獲たところの頸部の骨の遺存した頭蓋骨の第一第二兩脊骨は綠青のために綠化してゐた。これは口中にあつた銅錢が此の兩椎骨の上に落ちたこと

を讀するものである。右の骨から一時のところに政和錢(1111—1118. A. D.) 1個、更に三時離れて宣和錢(1119—1125. A. D.) 1個があつた。まだ一九〇五年にチャルフアン氏(F. H. Chalfant)が山東に於いて同時代(十一世紀)の古墳を發掘された際にも、銅錢を發見されたとの事である。如上の事實からすると支那では漢代も宋代も同じ習慣の存したことを知り得るのである。禮記、儀禮共に死者の口中に貝貨を含ましめることを記してゐるところから見ると、かかる習慣は先史時代にも溯るものと想像される。

(5) 明器竈一個、煙突は後部に造り附けられた壁状

の面に浮彫されてゐる(圖版第107)。上記鄭州に於いて發見せるものと殆んど同形であつて、同様な灰色の素燒品、二つの小さな赤味がついた土製の釜が置かれてゐる。鄭州發見品と異なる點は右の二個の釜に褐色の釉薬が施されてゐる事である。一方の釜にはまた同じ赤味を帶びた土質の上に褐釉をかけた花壺形

のものが載せてある。これの底には幾つも小さな孔があつてゐる。即ち瓶であつて、食物を蒸す爲めのものである。この瓶には蓋がある筈であるが見出すことが出來なかつた。

(6) 鉢一個(略省)、これは金錢村の漢代墳墓から屢々發見する把手の無い銅製の鉢と同形同大である。以下列記する土器と同様、この鉢も帶びた土質の上にオリーブ色がつた褐釉を施されてゐる。

(7) 鍋八個、大、中、小三種の形を持ち、大なるものは食物を、小なるものは飲料を容れたものと思はれる。

(8) 穀物用壺五個^(a)、ひづれも踞つた熊の形の脚三個を有し、蓋には龍の絡み合つた文様が彫つてある。龍と熊とが何を意味するものであるかは正確に知ることが出來ない。

(9) 圓筒形壺一個、蓋を有し穀物用の壺と同形の脚三つを持つてゐるが、此の脚には熊が表はしていない

(圖版第)。

(10) 二個の把手と彎曲せる脚三つを持つ容器一個
(圖版第)、是は漢代銅器に屢々見る形のもので、所謂
(11) 鼎と呼ぶ形の器物である。漢代に於いては既に此の
器物は祭祀にのみ用ゐるものとなつてゐたと考へら
れる。

(11) 香爐一個、鼎と同様、祖先の靈に捧げる爲めに
肉を入れた壺の變形したものと考へられる。香を祖
先の靈に炷くことは前漢の武帝の頃西方亞細亞の習
慣が入つて來たものであらう。香爐が博山爐の形式
をとるに至つたのは更に後世のことであらう。(B.

Laufer, Chinese Pottery of the Han Dynasty, Hill-
censers の條参照)

〔梅原補註〕

(1) ブッカーン博士論文の圖版第十八に載せたもので、所謂切妻形
の屋根を持つた第四類の墳墓の正面に當るもの。後に舉ける
繪畫等との對照上、並にいま東京帝國大學工學部所藏の象龍

の押型のある埴の本來の形を如實に示す點が面白い。
(2) こゝに繪畫の鼻梁に環を通じたものとあるのは、吾々の普通
呼びならばしてゐる獸面座の環に外ならぬこと、其の捕闕と
の對照から明瞭である。

(3) 此の鏡の銘なり文様に就いては次項に詳記する。なほこゝに
幾何學的文様と云つてゐるのは、主として内行花文を指した
やうである。

(4) 支那人の所謂圓に相當するものである。

(5) 此のブッカーン博士の解釋はあまりに考へ過ぎたものではなか
らうか。南側の裝置の他と異なつて簡単なのは、この部が遺
骸を埋めて最後に覆つた戸口だつた爲め、あらかじめ構造の
他の部分と異なつたのであらう。それは第六圖に示した家屋
形をした墳室に於いて、南面に獸環を附し戸口などの表はし
てゐる點からも傍證せられるのである。

(6) 此の記載からすると金錢村發見の鏡は、内行花文百乳星雲鏡
に相當するものとして誤りがない。同式鏡の該地方の墳墓に
類例の多いことはブッカーン博士の蒐集品がそれを如實に示し
てゐる。後段参照。

(7) 鏡の墓室内に於ける占據の位置は北朝鮮の樂浪遺跡に於ける

多くの場合とは相違を示してゐる、寧ろこれは我が内地の古
式古墳の副葬位置に近い。「東洋學報」第拾四卷第二號及同拾
五卷第二號の拙稿参照。

(8) 耕物用壺としたのは註(3)と同じく圓なのである。出土品の一例は圖版第一の(8)に示した。

(9) 一に圓筒形壺としてゐるのは蓋である。而して博士の其の蓋としたのは一個の別な盤であつて、二者は各々獨立した器である。

遺跡の年代觀と其の價値

さて右の譯文の物語る如く、ブッカン氏の調査に負うて、吾々ははじめて我が國にも多數に齎されてゐる大形壺が、如何なる室を構成したかの一斑並に其のうちに副葬された遺物の性質を知ることが出来、支那本土に於いて稀有な古墳の精密な發掘調査の記載を見出し、更にまた興味のある別個の考古學上の

一つを榮澤縣の遺物に認め得るのである。従つてこれは支那本土に於ける古墳墓の記録として重要な價値を持つものと言ふ可く、其の年代觀が確められると種々の方面に寄與するものあるを想察せしむるのである。ブッカン氏の記述は概ね要を得て居り、

榮澤縣の墳墓出土の遺物中、一番數量の多い土器に就いて見るに、其の十七器は形の上から
 一 圓(有蓋熊脚附)五個。 一 有蓋鼎、一個。
 一 双獸環座飾鍾形壺一個(なほ一個ありしも破)。
 一 鍾形帶文壺、二個(破損)。

特に第二項の鄭州一古墳發掘調査記の如きは、時に想像に過ぎたかと思はれる部分を含むとは云へ、殆ど間然するところのない詳しい報告文である。さり乍ら墳墓の概観の項に於いて、其の年代觀を導くに當つて副葬品の性質の考案が、これを氏の蒐集した實物と對照すると、やゝ不充分な點のあるのを見受けし、同じ憾は榮澤縣の遺物の條にも認められて、爲に其の示す重要な點、即ちホブソン氏の注意に上つた事項が殆んど究められないでゐる。で本項私の實物に就いて調べ得た處に基き、榮澤縣の遺物からはじめて其の主要點を擧げ補説となし、遺品の性質を明確ならしめたい。

榮澤縣の墳墓出土の遺物中、一番數量の多い土器に就いて見るに、其の十七器は形の上から

一 圓(有蓋熊脚附)五個。 一 有蓋鼎、一個。
 一 双獸環座飾鍾形壺一個(なほ一個ありしも破)。
 一 鍾形帶文壺、二個(破損)。

一 鍾形素文壺 三個。 一 壺(三脚) 一個。
一 果盤 一個。 一 瓢(瓶蓋附) 一個。
一 博山爐 一個。

に分ち得て、普通に見る多くの當代の器形を含んでゐる。このうち竈一個が青色の堅い素燒であるのを除くと、すべて堅い良質の粘土から成つた赤燒の母體に、釉を施したことと、⁽²⁾ パッカン博士の記述に見ゆる如くで、實に釉のあることが出土の土器を特色づけてゐるのである。此の釉は鍾形素文壺一個が薄い綠釉なのを除くと、何れも帶オリーブ色の濃き褐釉である點に一致を示すが、其の鼎と双獸環座飾り錘にあつては前者の兩把手と後者の飾り座とが白綠の別個の釉色をなしてゐる。大部分に共通な褐釉は嘗て原田淑人氏の擧げられた漢式土俑に見るものに相似を示して居り、それが割合に厚く體上に施され、盤、壺の如きは釉が内外両面に亘つてゐる。

器形の一々の詳しいことは圖版第一の寫眞に譲る

が、中で著しい類として博山爐一個は其の蓋の簡素な珍らしい形のもの、鍾のうち大きい双獸環飾りのある器は漢代の確實な紀年の銘のある銅器の鍾に類似を示し、母體に於ける三條の上面取りの帶圈の外に、肩部から頸部に亘る部分には、釉の下に篆書さの波文、格子目文、飛雲様文等の裝飾が附加せられた整美な類であり、五個を數ふる圓の熊脚は型作りと思はれるが雄勁な手法を示して、蓋に於ける鉢状突起を繞る二個の怪獸の絡んだ浮彫文と共に其の器を特色づけてゐる。一個の鼎は其の蓋が外被せの笠形で、器體の扁平なのに特色が見られ、其の蓋は嘗て濱田博士が南滿洲の牧城驅の古墳で發掘せられたものに、また盤の形が樂浪出土の漆器に見る果盤と同形などのなどを擧ぐ可きである。而して壺形や鼎の母體などはいづれも成形に輻轂を使用した痕が明かで、形としては整つたものと云ひ得るのである。

土器の類以外の遺物中顯著なのは云ふまでもなく

博士のはじめに擧げた一面の鏡であるが、實物を見ると、それは支那人の所謂重闊日光鑑の典型的な遺品であつて、徑四寸五分(縦厚二分餘)の漢鏡として中等位の大きさを示し、鏡背文は圖版第二(1)の如く、珠紋座鉤を繞つて重闊突帶があり、其の間に二重に異體字の銘を容れたもの、内側のそれは渦文と交互に配して

見日之光。長母相忘。

の八字から成つてゐるのに對して、外帶の銘は

内清願以昭明。光輝爲而天日月。心忽揚而願忠。

然壅塞而不池。

とあつて主銘をなし、共に特徴ある古い書體で、銘く鑄現はされてゐる。いま破碎して五片となつてゐるし、綠鏽また多いがなほ一部分に鉛銅の美しい光澤を遺存して、本來の白銅質などを示すものがある。この鏡のわづかに反りを示す面にはブッカン氏の指

摘してゐる如くやゝ著しい麻布片の附着を見出すのであるが、出土の際にはなほそれに重なつて薄い小銅製品の遺存したことが氏の直話並に別に保存した残片から知られる。此の薄い金具は一邊一寸八分、他方一寸二分五厘の矩形をして、跨帶の金具と認められる。果して然らば鏡は帶飾りの上に面を下にして置かれてゐたと察せられるし、また別に存する龍首の帶鉤とこれとは別個の帶飾りとして、二室の各の個體に屬したことと想定せしめる資料ともなるのである。

次に出土品中の錢貨に就ては、氏は單に五銖錢などを擧げてゐるに過ぎないが、其の三十六個を數ふる遺品は、中に數個の相重なつたものや鏽を以て覆はれ文字の明かになし難い類もあるが、通じて五銖錢に屬する想定以外に、最も整美な同文錢と共に、七枚ばかりの穿孔横文五銖なる特殊の遺品を混じてゐることが特筆すべきである(第五圖拓)。此の穿孔横文

五銖は前漢の宣帝の神爵二年(前六〇年)鑄造する新形式のは顯著な事實であり、從つてこゝに實年代の明かな遺物の一が知られたわけである。

此の特殊の古錢の存在から榮澤縣の博墓の營造が西紀六〇年以前に溯り得ざること明瞭となつたが、他方併出の鏡を顧みると、其の特徴の著しい重闊日

光鑑が前漢代に屬すべきことは、方今之我が鏡鑑研究の發達から餘程の確かさを以て云ひ得るのであつて、これを居攝元年の銘を持つ樂浪出土の同系鏡と比較する事に依つても簡単に其の然る所以の一を見出し得よう。然らば自餘の五銖錢はよし漢武帝の元狩五年鑄造に係る古泉家の銘字の朱方折半の如しとあるものと断じ難いとするも、王莽代の錢貨を混ずる事なく、また文字の體の所謂更始五銖、光武五銖以後に下らざるものあるに併せ考へて、右の限られた上限を去るあまり遠からざる時代に置くの妥當性が認められる事になる。此事はブッカン博士の右

の項で擧げた如き博墓の年代觀の確立を意味すると共に、他方其の形から單に漢式とした同時出土の土器類の實年代の漢の盛時にあるを考定せしめて、其の示すところから學界の一部に論議せられてゐる漢代釉薬の存否如何の問題に重要な資料を提供することになるのである。

ブッカン博士が鄭州で自ら發掘した一博墓の副葬品は殆んど土器のみに限られてゐるので、前者の如く其の年代を局限し得る遺品を含まないが、其の困難形土器の榮澤縣の出土品と一致することは、兩者が相似した時代の營造などを考へしむるものであるし、更に氏が鄭州附近で採集したもので、而も其の1は自ら同種の博墓で發掘したと云ふ古鏡類を検する事、氏の取扱つた同種博墓の漢代でも比較的古い時代のものとすべき推測が加へられてそこに前者との一致がある。上記の如く博士も流石に此の鏡の類は留意せられたが、該類の博墓の漢代説を組立てら

れたのは、新出の資料から今日では多くの學者の疑問視してゐる支那古代文化が六朝代に一大變期に際したとする系統觀からであつて、鏡は單に傍證たるにとゞまつた。處が氏が鄭州附近で蒐集の鏡は三十面近くあつて、歐米に於ける一の著しい漢鏡のコレクションをなすのみならず、其の示す形式が、細文地四葉形文鏡や、四孔變形虺龍文鏡などの所謂秦式に屬する類から、所謂百孔星雲鑑、清白鏡、日光鑑、長宜子孫內行花文鏡、方形規矩四神鏡の類に亘り、孔星雲鑑と清白鏡乃至日光鏡なる稱呼を持つてゐる。

右の諸形式のうち長宜子孫內行花文鏡と方格規矩古調を帶びたもので其の中で大部分を占むるのが百孔星雲鑑と清白鏡の二者であつて、前者六面、後者十數面を數ふるところ、恰も我が北九州の甕棺内から出土する鏡の示す特徴と一致してゐる。⁽⁵⁾圖版第二の(2)以下は其の例證で(2)は清白鏡中最も多い內行花文飾りで、外區の主銘には而の一字を各字間に挟んだもの、また(3)は榮澤縣出土品と同じ系統でたゞ銘辭の體の

細手なのと、外銘が「內清以昭明光之象而日心忽而願忠而不池」と簡單になつた點に相違の見られるも、其の奇古な書體に特色がある。⁽⁴⁾以下はそれよりも古調を帶びた類で、(4)は内區の四孔の間に配する虺龍形の珠文化の傾向が、所謂星雲鏡の内區の圖様の基くところを暗示する點に於いて興味が深く、また(5)と(6)とは上に記した所謂秦式鏡の二例であつて、(5)は小形品で極めて薄いが精品に屬する。

四神鏡とは北朝鮮の樂浪遺跡に最も多い形式で其の整美な遺品の實年代の西紀一世紀前後にあることは學者の一致する見解であり、清白鏡星雲鏡の類の更にそれよりも遡る時期のものたることまた一般に認むる處である。ところが實例の示すところ前二者に屬するものは僅かに三四面で、時代の古い式が大部分を占めてゐるから、それを藏した墳墓の年代は榮澤縣の内容の明かなものから導かれたと同じく、漢

代中古い時代と見るの推定に到達することになるのである。

以上ブッカン氏萬集品に對する補説を試みたが、なほ序を以て錄したく思ふのは、其の土器のうち彩文



(1)



(2)

圖六第
種二器土色彩見發近附州鄉
(藏士博ンカツブ)

ある遺品二、三點に就いてある。其の一は第六圖(1)の有蓋の鼎形土器であつて、高さ三十サンチに近く、これは其の器蓋を飾るに三個の羊形を以てするところ、器體の示す形と共に佛のワニヤック氏が山西

た銅器と土器との關係を辿る上に一資料たるものである。其の二は黝黒色の一個の内被せの壺の表面に丹と胡粉で種々の文様を描いた遺品で、其の肩部の主圖様が獸面から脱化した珍らしいものとして、い

歸化城の北方の Li-yu で得た所謂秦銅器の鼎に旁観たるもの。而して器體には白色を塗沫した上に緑色を加へた點が明器的な性質を具象してゐる。示す所の器の年代が推測せられて、嘗て濱田教授の說かれ

ま旅順の關東廳博物館所藏の南滿洲海城漢墓出土の彩畫土器⁶の同じ系統の文様を描いたのと共に佳品の一に數ふ可く、其の文様は研究上に興味が多い。なほ透し彫りの器蓋を持つ同じ彩畫の壺一個また漢式土器の研究に一資料となるものである。

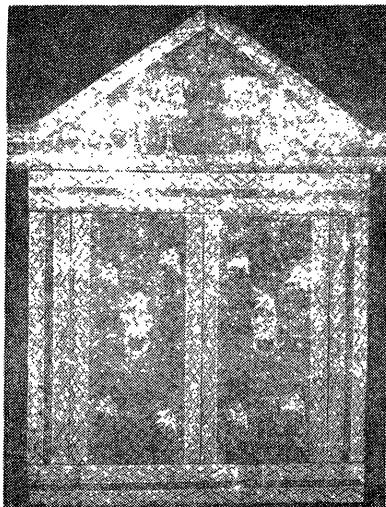
* * *

ブッカン博士の蒐集した鄭州並に榮澤縣の墳墓發見の遺物に對する如上の補記が認容せられるとすれば、其の墳墓の時代が博士の推定よりも一層局限せられ、またやゝ溯る時期とするの確さを加へるのであつて、それから種々の興味ある考古學上の事象が新たに考慮せられることになる。先づ第一は博士が明示した種類の墳墓なるものが、かく定められた年代に於ける河南地方での盛行してゐた事實の究明これである。

支那に於ける墳墓に關しては古くから紀年銘のある墳の蒐集が行はれて、陸心源の千甓亭古專圖釋は

じめ數種の著錄があり、うちに前漢代の遺品の存することから、其の同代の存在を察せしめたが、室の構造の一端の究められるに至つたのは、十數年來南滿洲、印度支那、朝鮮等に於ける漢代墳墓の學術調査の行はれてからの事に屬し、それ等の示す小墳を以て築成した天井の穹窿状をなす大形のものを以て漢魏時代の墳墓の特徴と考へられたことである。⁷處が右のブッカン博士の記述から、それ等とは別な構造を持つ墳墓が支那の内地特に河南省の主要部に行はれた事が明かにされたと共に、如上の年代觀に於いて、小形の墳で築成の樂浪の例などよりも寧ろ時代の溯るものあるを想定し得るに至つたことは支那の漢代の墓制の研究上に一の新しい光明を投ずるものと云つて過言ではない。一體此の大形墳で構造の墳墓は第一圖の形狀略圖で明かな如く、其の外形は室と稱するよりも寧ろ棺に近いものであつて、之を其の示す大きさ乃至ブッカン博士發掘調査に係る鄭州の

一古墳の示す處に基くと棺の外容即ち狹義の櫛に相當るものと思はれ、其の後者の南壁部の他壁と構造を異にした事實は、最も複雑な構造をしたものと見らるゝ家屋形の例の横口などと相俟つて、遺骸を埋



(土博ンカツブ據) 圖而正墓壙見發陽洛

圖七第

葬するに側面よりして、後これを閉ざしたことを察せしめ、其の性質の單墓たる事を想定せしめるものがある。此の點は其のやゝ大形なる類にあつても、特に二室をL字状に接合して舊形態を保つた事實か

河南鄭州及び舞陽縣發見の漢代の墳墓とその遺物

第一九卷

一一九

ら確め得るのが面白く、且つ是等の諸式がいづれも比較的內容物即ち副葬品の豊富でない點に於いて一層構造の示すところが、吾々の學的興味をそゝるのである。即ち本類は從來知られた穹窿狀の壙墓との間に構造上可なり著しい相違が認められるのでありて、その點では寧ろ北朝鮮の樂浪遺跡中の木櫛墳に類似點を見出しえるのである。此の二種の壙墓の相互の關係を如何に解すべきかは、新たに提供された考察上の題目であるが、さて兩者の年代に於いて、北朝鮮の實例の示すところ、穹窿狀壙墓が後漢から魏晉に亘つて整美なものが多く、また支那に於ける紀年のある墓壙の三國六朝に及んで特に豊富な事例を見るのに對し、大形壙の類のそれよりも推定年代の溯るものがあることは、上記の如しとせば、それを時代の差違に基くものとする一の解釋を導き出し得るやうであるが、翻つて考へるに、如上の年代觀はなほ不充分の憾があり、また對比せられる遺跡が

其の所在地の全くかけ離れたものなるに於いて、私は今それを主張する程の大膽さを持たない。これはよろしく將來の考究の題目とす可きであらう。然し兩者が構造の相違にも關らず、從來知られで樂浪乃至蒙古などの木柳墳に明器を藏する事なきに反し、共にそれを有し、品目に相似を考へしむるの共通點は看過すべからざる事象として將來の考察に示唆たるものあると思ふのである。

更にブッカン博士の調査に依つて、かく構造の明かになつたと同じ大形墳の從來知られた類を顧みると、中にブッカン博士が洛陽で得て、いま大英博物館の有に歸した一例の如く、上部を屋蓋形に造り、正面に鹿首を飾り出した漢の石闕を思ひ浮ばしめる形のものや、(8)紐育のロックフェラー夫人所藏品に見る柱狀の上邊に奇怪な人物像を造り出して石人に似た外容を呈するもの、さては巴里的ルーブル博物館、アメリカのシカゴ美術館所藏品に見る柱狀をなした

もので、我が朝鮮平安南道龍岡郡にある高句麗時代の雙楹塚の雙楹に髣髴たるものや、觀音開きの大きな扉形品の後者に收藏せられて、それが河南信陽に於ける穹窿状墳墓の入口に相合ふ構造を示すが如き類があり、従つて、それで以て右のブッカン氏の圖示した以外の大きな墳墓を形造つたものゝ存在が推測せられる。この事は前段に記した兩形式の墳墓の關係を辿る上にヒントを與ふるものであり、また右人石闕に代ふるに墳造の類を以てした類の存在を想定し得て興味を加へるが、しかし、多數の大形墳は我が京都帝國大學文學部陳列館に藏する小川理學博士將來品や、シカゴの美術館に藏する多數の例が如實に示す如く、殆んど全部博士の所謂側壁を構成したもの、若くは復室の戸口を形成したと覺しき類であつて、其の大形精巧な類でも、いま東京帝國大學工學部竝に巴里セルヌシイ博物館に藏する象龍の優れた押型繪のある三角形に近い遺品等は、ブッカン氏の

第四類とした家形櫛の正面の上部をなしたものに外ならず、其等がすべて洛陽附近出土の傳へを有するに於いて、上に明かにせられた構造は是等を律するの尺度たり得るのであり、同時にまた彼の年代觀を以て之をはかり得るわけである。而して此の點で特に注意す可きものにいまボストン博物館⁽¹⁾と英京倫敦のユーモルホブクロス氏の所藏する同じく家形櫛の正面上部に當る大形博で繪畫のある類がある。此の二群の大形博は共に方形に近い一個の博を中心にして、左右に三角形のものを配したブッカン氏の第四類の博室の一部をなしたもので、たゞスケールのやゝ大きなのと、所謂屋根の棟に當る部分の幅の廣いの小異を示してゐるに過ぎない。ボストンの方にはそれに添ふるに更に眉石に相當る可く思はれる細長い二個を以てしてゐる。さて是等個々の博の構造は外形と同じく普通の類と少しも異なる處なく、押型文が僅かに一部にのみ表はされた點は、ア博士の所

謂天井部並に床部所用のものに等しい。處が此の類では其の面上胡粉を塗沫した上に朱、綠、墨並に胡粉などを以て繪畫を描いてゐる點に著しい特色を示してゐる。こゝに其の一々の圖様を詳しく述べる事は出來ないが、ボストン博物館所藏の一群は中央博の上部に著彩の羊頭の浮彫の飾りがあり、下に獸環が描かれて漢代の特色を示すと共に、他方それを挿んで左右の兩博に亘り、數個の人物を點綴して虎と熊との鬪技と覺しき題材の繪畫を自由な筆致で描いたもの、また其の細長い二個の博には表裏兩面に多数の男女を描き、當代市井の日常生活を寫してゐる。ユーモルホブクロス翁所藏の一群は中央博の圖様剥落して、爲に同部の構圖の明かならぬ部分を持つが、なほ一個の人物と下隅に於ける朱鳥と覺しき瑞鳥の尾の部分が認められるし、左右の兩博にあつては乘鹿の人物像若干の外に、一は舞臺上大太鼓に似た樂器を中央にした珍らしい舞踊圖が表はされ、他は飛

雲に駕する怪人と象龍の圖とが明瞭に遺存してゐる。此の後者に一番明かな乘鹿の人物は濱田博士の注意せられた「石索一所載の漢武梁祠の畫象石」にあつた「渠搜氏禹時來獻裘」と榜刻した圖に髪髣たるものがあるので全體の題材またそれに關聯したのではないかを考へしめるが、そは兎も角として其の描かれた繪畫は二者を通じて、服飾乃至圖樣の古調を帶びたにも關らず、極めて自由な力勁い筆致で描き出されて、その與ふる印象の畫象石などの圖に甚だ異なるものがあり、ボストン博物館の細長い壇の繪畫の如きは我が繪卷物に髪髣として、その點で彼の因果經の繪を凌駕するものなのである。従つてブッカン博士の如く在來の見を探るならば此の類を漢代とするとは不可能とせなければならぬ。然し繰返して云ふが専自體の示す形狀、製作などからすると鄭州附近の博墓所用の遺品と同じ群に入る可く、其等の構造する内部に副葬せられた遺品が漢の古い時

期に屬するものと解せられるから、これ又やはり同じ漢代と認むべき事にならざるを得ぬ。即ちこゝに在來の見解なるものゝ誤つてゐることが證明せられて來るのである。尤もこの事は數年來北朝鮮出土の漢盛時の確證ある漆器に描かれた文様の極めて流麗にして且つ自由な筆致から成つてゐる事實からして、在來同じ見地から六朝代と云はれた銅蓋の蓋竝に底に描かれた繪畫の漢代のものとする見解が一部學者の間に採用せられることになり⁽¹⁾。ビニヨン氏はその解釋を取つて上記ユーモルホブウロス翁の壇も漢代としたのであつたが、いま新たにブッカン氏の調查した同種の博墓の内容からして其の事を推定する證左を得たのは欣ぶべきことであり、而してそれがまた支那上代の美術に關する一の新しい見解をもたらす資料なるに於いて重要視すべき事實と云はねばならぬ。

次に、ブッカン博士調査の鄭州其の他の遺跡の年代

が明確の度を加へたことに依つて、從來の學界の懸案に對し解決の曙光を投じた一つの點は、初にも一言した漢代に於ける釉薬問題に對してある。鄭州附近の墳墓から往々にして綠釉乃至褐釉の陶器を出すことはブッカン博士の記述に見ゆるから、それも一徴證となるわけであるが、本問題に重要な役立ちをするのは榮澤縣に於ける一墳墓の内容の示す事實なのである。一體支那古代に於ける釉薬の問題は玻璃のそれと關聯して、其の西方起源説の可能性の多い處から、西歐學者の注意を惹いた題目の一であるが、從來の文献に基く考察からは、それが晉の潘岳の笙の賦に縹⁽¹⁾なる文字の見ゆるのが最も古いとせられて漢代に其の存在を肯定することを難しとしたが、十數年來支那の古墳から多數の明器の發見があつて、うちに漢式と認められる類で綠釉乃至褐釉を有するものが相當の分量に達し、同代既に其の存在を推測するの好資料を提供したし、他方別に前漢の

中葉武帝の四郡設置から西晉の初の廢滅に至る時代に亘る北朝鮮の樂浪の古墳が發掘乃至盜掘の結果夥しい副葬品を出して、うちに綠釉のある明器乃至容器の類の存在を示すに至つたので其の確かさを加へ、中には古鉢のうちに綠釉品のあることから、其の先秦代に於ける存在を想定する人士をすら見るに至つた。⁽²⁾ さりながら既に原田淑人氏も指摘せられてゐるごとく、獨のリュッケル、エムブデン氏 (Dr. O. Rückert-Emden) の如きそれに對する懷疑論者に向つては絶對的な證左たるものがない。即ち支那出土品の多くは單に形の上からの推測のみでホブソン氏の博覽を以てしても一の確實な遺品を擧げ得ないのであるし、北朝鮮出土の有釉品もそれを藏した墳の構造の明かなものは墳墓に屬し、漢代たる明徵のある木槨墳からは未だ其の例を見ないのであるから、⁽³⁾ そのこれある前者を以て漢代後同郡の存續した六朝初のものとする主張が成立し得るのである。で在來

の資料ではなほ問題が解決されたと云ひ難く、若干の疑問を残してゐる。右の點からすると榮澤縣に於ける一埠墓の内容は上述の如く種々の有釉明器類と前漢鏡竝に前漢の宣帝の神爵二年鑄るところの遺品を含む古式の五銖錢などから成立つものであるから、有釉明器類は當後者の行はれた時代に竝び存したと見る可く、こゝに考古學上からはじめて問題を決し得る事になるのである。尤も本遺品の事は既にホブソン氏もエムブデン氏の懷疑説を駁した論文⁽¹⁾中に注意せられたが、而も當時なほ鏡の性質が究められず、古鏡のうちに年代の明確な類を含むことが知られないで、爲に確證たるに至らなかつた。しま
ブッカント博士の調査上與へられた厚意に負うて、その點を明かになし得て學界の一懸案の解決に資したのは獨り私の欣びのみではないのである。

(2) 「陶齋吉金錄」卷六載する漢元封二年、同建平四年等の銘のある鍾は其の一例であるが、北朝鮮樂浪出土の永光三年の銘ある孝文廟の銅鐘の如きまた最も相近い形を示すものなものである。

(3) 濱田博士「南滿洲に於ける考古學的研究」(第二回) (東洋學報第三卷第一號) 第十五圖(4) 參照。本例と同じく蓋のない例である。

(4) 同種の鏡は破片ながら我が筑前國須玖岡の大石下の櫛棺内から出たものにも例がある。京都帝國大學文學部考古學研究報告第十一冊所收、拙稿「須玖岡本發見の古鏡に就いて」參照。

(5) 前項引く「須玖岡本發見の古鏡に就いて」の第三、綜括と考察の條參照。

(6) 濱田博士「東亞考古學研究」圖版第六所收のもの。文様は本文のものゝ方が整美である。

(7) 關野博士「六朝以前の墓地に就て」(考古學雜誌第六卷第十一號) 參照。

- (8) Laurence Biyoyon; L'Art Chinois, Musée du Louvre (Paris, *Arts Asiatiques*, VI, Paris, 1925) § Pl. VIII に載るゝも、
ふのや。
- (1) 原田淑人氏「漢代の釉陶佈」(民族第三卷第三號) の第一圖に載せられたもの竝に其の種の類品、例へば京都帝國大學文學學

圖版第一

河南省榮澤縣墳墓發見褐釉明器類

白耳義ヅカソ博士所藏品





圖版第二

鄭州及榮澤縣發見漢鏡

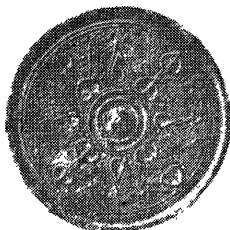
白耳義アッカン博士所藏品



4



1



5



2



6



3



(1925) 3. Colonne de Chambre Funéraire 参照。

(10) 此の博に就いては近々佛のギリニア教授が、其の詳しい記述を公にせられることになつてゐる。繪畫の一端に就いては拙稿「亞米利加の博物館に於ける支那の古美術」(上)(佛教美術第十六冊)の記事並に附圖第三を見よ。

(11) Laurence Binyon; The Elumorfopoulos Collection of Chinese, Corean and Siamese Painting; の第一圖版所收 © 1925。

(12) 濱田博士「漢畫像石類似の形像ある明器」(考古學雜誌第十五卷第五號及東亞考古學研究)参照。

(13) 「衆屋清賞 奉器部解説第百三十一圖鍍金熊定獸環壺と同形のものを獨のキュンメル博士が近く漢代とした如きをじやうねん。 Otto Kümmel; Chinesische Bronzen, (Berlin, 1928)

(14) 關野博士「樂浪郡時代の遺跡」(朝鮮總督府刊)参照。

(15) 註(1)引くところの原田氏の論文を見よ。

(16) 錦振玉氏「俗處日札」及び太田孝太郎氏「支那陶器釉薬の年代に就いて」(考古學雜誌第十一卷第五號)等参照。

(17) 小泉顯夫君の調査に基く。樂浪の遺跡からは本文錄する如く釉陶の明器、容器類は少なからず出てゐるが、中で出土墳の明瞭なものは次の三者に過ぎない。一は大正十三年秋の平壤府主催の發掘調査の際、其の内墳の南の塚墓内から小場、小泉兩君の得たもので、其の墳は復室の塚墓であり、出土品は

破片ながら、綠釉の盤三個分あつて、其の一には双魚文を刻した珍らしいもの、これがいま東京帝室博物館の有に歸して復原陳列してある。他は大正十四年の春小泉君が石巖里村落の南にある二ヶ所の塚墓から得た同様な盤の破片で、これは共に褐釉を施したもの、其の一からはほど形を復原し得る素燒罐をも發見したと述べ。即ち三者共に塚墓なのである。

(18) G. Elumorfopoulos; Glazed Pottery of the Han Dynasty (Antiquities Asia, 1927, No. 2) には私が漢代の確かな紀年のある墳から綠釉陶器を發見した事を話したと見えてゐるが、これは樂浪の遺跡から釉陶の發見があり、其の遺跡に紀年銘ある漢の漆器を藏するものがあると云つた二つの話の混淆から生じた誤りである。

(19) 序説「註」(5) S. ホブソン氏の論文を見よ。